

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和8年1月9日

四條畷市農業委員会議事録

令和8年1月9日(金)午後1時30分

四條畷市市民総合センター3階視聴覚室

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	丸石 正、南野 靖博、西川 一也、北田 澄子、土井 一憲、 岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一、村上 治、西尾 秀文、 小林 克重、片下 周司、田中 邦明

2 本日の欠席委員

なし

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局主査	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第92号]	農地法第3条の規定による許可申請の件
日程第2 [議案第93号]	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の 証明書交付報告の件
日程第3 [議案第94号]	相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨 の証明書交付報告の件
日程第4 [議案第95号]	四條畷市農業委員会規則(昭和53年12月15日農業委員会 規則第1号)の一部を改正する規則の制定の件

5 本日の資料 現地写真

議長 午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、南野 靖博委員と西川 一也委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願ひします。

農地法第3条の規定による許可申請の件

議長
事務局長
事務局主査

議案第92号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字上田原344-1、344-3は田原浄水場の西側付近で、現況は前方モニターのとおりです。
譲受人は農作業歴6年と一定の農業経験を有しており、草刈り機や耕うん機も所有しております。じゃがいもや玉ねぎ他野菜の栽培を行う予定です。現在、市民農園にて耕作しておりますが、規模が物足りないことから、本格的に農業経営を開始すべく使用貸借件を設定するものです。
12月22日(月)午後3時から地区農業委員の西尾委員、小林委員と現地立会調査を行い、申請者から説明を受けました。
番号2の場所については、位置図No2をご覧ください。
大字上田原35-1は田原支所の南側付近で、現況は前方モニターのとおりです。
譲受人は令和7年12月の議案第90号と同じであり、場所も隣接地となります。梅の栽培の経営拡大を目的とした所有権の移転です。
1月6日(火)午前9時30分から地区農業委員の西尾委員、小林委員と現地立会調査を行い、申請者から説明を受けました。
事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員
事務局主査

譲受人の耕作面積いくら以上とかの制限はありましたか。
今は、耕作面積よりも耕作歴や知識など、その地域で耕作を問題なく行えるかどうかを判断基準としています。

土井委員
事務局主査

この番号1と番号2は関係しているのか
番号1と番号2は関係しておりません。番号1は本市で行っている農地バンクを活用した案件であり、市民農園等では手狭となったことから、新しく農地を借りて野菜を中心とした栽培を行う予定です。番号2は、先月の定例総会にも議案であげさせていただいた案件と同じ譲受人であり、梅の栽培を行います。番号1と番号2は申込経緯もそれぞれ異なり、譲受人同士も関係性はないです。

土井委員

番号2については、接道もないことから、関係があるのではないかとも思われる。また、梅の栽培をこの面積でやって収益がしっかり生み出せるのかわからないと感じる。

事務局主査

土井委員お示しのとおり、現在の面積では正直厳しい可能性は高いと思われれます。ただし、本件譲受人は、他市・他県でも梅の栽培を行っているため、トータルでは採算は合っていると考えます。本市においても、現在は手を広げている途中であるため、今後さらに増やしていくことで、収益性の向上は見込まれるのかなと思います。

土井委員

もう一つ。市街化調整区域の開発において、公共施設からどれだけ離れてるかとかの基準あったよね。

事務局主査

農地転用の場合、第2種農地、第3種農地で分かれてますが、第3種農地

土井委員
事務局主査
土井委員
事務局主査
土井委員
事務局主査
林委員
事務局主査
林委員
事務局主査
林委員
久門委員
事務局主査
議長
全委員
議長

の場合、公共施設2つから500mの基準があります。
この浄水場はその基準には当てはまらないのか。
浄水場の周辺は、公共施設2つから500m以内に収まっている範囲内となるかと思えます。
この場所も入っているということか。第3種農地になるのか。
この場所も基準に収まるため、第3種農地になると考えられます。
そうですか。なんか裏に開発の意図が見えるような気もしますが、わかりました。
本譲受人におきましては、ホームページの掲載もあり、一定程度の規模感で梅の栽培を行っています。大阪府内、府外でも結構な坪数で行っているので、営農規模の拡大の意味合いが強いのかなどは考えています。
この間言ってた、逢阪地区へのあっせんについてはどうなっているのか。
まだ、幹旋までは行っておりませんが、譲受人からは検討可能という回答を頂いています。
なぜ逢阪はダメでこの上田原OKとなっているのか。
逢阪地区がダメという回答をもらっているわけではございません。逢阪地区については、昨年地域計画を策定しており、その際に開催している協議の場を今年度も開催することを予定しています。2月か3月になるかと思えますが、その協議の場にこの譲受人の方も呼びし、意見交換ができればと考えているところでございます。
この譲受人の方が来てくれて、梅の栽培してくれたほうがいいんじゃないですか。
そうですね。人も減ってきてるし、獣害もひどいから、水稻やら野菜やらで続けていくのは現実的には難しい。だから背の高い木とかは一つの解決策になると思う。
逢阪地区さんは、色々問題も抱えているかと思えます。地域計画の策定にご協力いただきましたし、今後も引き続き年1回は協議の場を開催していく予定なので、そういう場で地元のみなさんのご意見を色々伺いできればと思っています。
他にございませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2 議案第93号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局主査

議案第93号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。
番号1の場所については、位置図No3、4をご覧ください。
大字下田原292、293は下田原第二集会所の北西側付近、大字下田原1127-1は下田原第二集会所の東側付近で、現況は前方モニターのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
番号2の場所については、位置図No5をご覧ください。

岡山東3丁目778-4は新間池の西側付近で、現況は前方モニターのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第3 議案第94号

相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨の証明書交付報告の件

議長 議案第94号につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局主査 それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が認定農業者に対して貸し付けた場合でも引き続き相続税の納税猶予を受けるために特定貸付を継続しているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No6をご覧ください。

大字下田原292、293は下田原第二集会所の北西側付近、大字下田原1127-1は下田原第二集会所の東側付近でございます。

貸付期間は令和5年11月1日から令和22年10月31日の17年間となっており、現時点においても貸付は継続しているため証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員 特定貸付というのは、ほ場整備の分か。

事務局主査 下田原の案件につきましては、現在は大半がほ場整備絡みの案件となっております。この制度は、認定農業者に対して継続して貸付を行っているかどうかとなります。本件については、林委員お示しのとおり、ほ場整備の関係で、下田原ファーム合同会社への貸付を行っております。

林委員 はい。

議長 他にございませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第4 議案第95号

四條畷市農業委員会規則(昭和53年12月15日農業委員会規則第1号)の一部を改正する規則の制定の件

議長 議案第95号につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局主査 それではご説明いたします。

本議案については、業務の効率化及びペーパーレス化の推進に向け、市長部局において辞令書の電子化を予定しており、それに伴う農業委員会

規則における公印に関する規定の一部改正を行うものでございます。
お手元資料として、改め文、新規則、新旧対照表を配布しております。
新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、規則第30条を第1項とし、第2項に「電子計算組織を利用して作成する定例的かつ定型的な文書で、公印を押印する必要があるものについては、電子計算組織に記録した公印の印影を当該文書に印字することにより公印の押印に代えることができる。」との規定を追加するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布日を施行日といたします。

また、対象となる文書につきましては、令和8年4月1日以降の「辞令書」「辞令書兼任用通知書」「その他これらに類するもの」の3点を予定しております。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

議長 以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 議 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記